

幼稚園・認定こども園（幼稚園機能分）の利用について

函館市子ども未来部

幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）の利用を希望する場合は、居住する市区町村に教育・保育給付認定申請を行い、1号認定（教育標準時間認定）の支給認定証の交付を受ける必要があります。

1号認定の教育・保育給付認定申請を行う方は、幼稚園または認定こども園の入園内定後、以下の必要書類を揃えて幼稚園または認定こども園に提出してください。

記

1 必要書類

(1) 教育・保育給付認定等申請書 兼 施設等利用給付認定申請書

※兄弟姉妹で園を利用する場合も子どもごとに申請します。

(2) 添付書類 ・ 下表①～④のいずれかに該当する場合はそれぞれ必要とする書類

※兄弟姉妹で申請する場合の添付書類は共用できますので、1部で結構です。

区 分		必 要 書 類
①	同居する世帯員に療育手帳をお持ちの方がいる場合 ※申請する子どもを含む。	該当する方の療育手帳の写し ※特定施設等に入所または入院している場合は対象にならない場合がありますのでご注意ください。
②	令和3年1月1日現在の住民登録地が函館市以外の保護者で世帯状況欄に個人番号（マイナンバー）の記入をしていただけない場合 ※単身赴任の保護者が上記に該当する場合を含む。	令和3年1月1日に住民票のあった市区町村から発行される令和3年度市区町村民税所得課税証明書の写し、もしくは納税通知書の写し、または特別徴収税額の通知書の写しが必要となります。 ※保護者が非課税の場合も、確認できる書類が必要となります。
③	里親または養護施設の長が保護者となる場合	里親委託証明書または児童相談所の長の証明書（原本）、または通園に要する費用の負担者を明らかにする里親または養護施設の長の証明書（原本）
④	兄弟姉妹に新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援や、企業主導型保育事業を利用している就学前児童がいる場合	利用者負担額軽減対象施設にかかる在籍（利用）証明書（市の様式）

※令和3年1月1日現在の住民登録地において、未申告の場合は、副食費（2 副食費について参照）の徴収免除の判定ができませんので、申請書提出前に申告してください。

※非課税の場合も非課税であることを申告していただくか、または確認できる書類の提出が必要となります。

※住民登録地が函館市の場合の申告先は、函館市役所2階の税務室市民税担当（TEL21-3213）となります。

2 副食費について

満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもについて、保育料は無償ですが、副食費（おかず・おやつ等）は実費徴収となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもやすべての世帯の第3子以降の子どもは、副食費の支払いが免除となります（手続きは不要です）。

3 預かり保育に係る無償化について

1号認定を受けて幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用する子どもで、保護者が就労や疾病等の保育要件を満たす場合は、施設等利用給付認定を受けることで預かり保育の利用料が月額11,300円（ただし、利用日数に応じて変動）まで無償となります。

ただし、利用開始前に認定を受けることが必要です。

利用を希望する場合は、教育・保育給付認定等申請書 兼 施設等利用給付認定申請書と保育を必要とする理由が確認できる書類を幼稚園または認定こども園に提出してください。（くわしくは「幼児教育・保育の無償化のご案内」をご確認ください。）

※申請書は1号認定申請と兼ねることができます。

4 その他

(1) 支給認定証については、令和4年4月の利用に向けた認定手続きが集中し、審査に時間を要することから、3月を目途に幼稚園または認定こども園を通じてお渡しいたします。また、副食費の徴収免除対象者への通知につきましても、3月を目途に幼稚園または認定こども園を通じてお渡しいたします。

(2) 幼稚園・認定こども園を利用している児童が父母のほか、祖父母等と同居している場合は、副食費徴収免除について、以下の基準により判定を行います。

<祖父母等と同居している場合の副食費徴収免除の判定について>

父または母のいずれかの前年（4月から8月分の副食費徴収免除判定の場合は前々年）の収入金額等が下表の基準額より多い場合は、父母の収入で世帯の生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額で副食費徴収免除の判定を行います。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、祖父母等の市町村民税額を含めて副食費徴収免除の判定を行います。

- ① 父母の収入金額等が基準額以下
- ② 同居の祖父母等の収入金額等が基準額を超える

基準額	
収入金額 (給与収入のみの場合)	所得金額 (自営業等の場合)
103万円	48万円

※ 収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含まれます。

※ 祖父母等と住民票が別々であっても、同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税額を副食費徴収免除の判定対象に含みます。

○副食費徴収免除判定の対象者を祖父母等から父母に変更することができます

祖父母等の市町村民税額を含めて副食費徴収免除の判定を行った後、父または母の収入金額や所得金額が、今後において上記基準額を超えることが見込まれる場合は、副食費徴収免除について父母の市町村民税額で判定することができます。

この場合、直近3か月分の収入を証明できる書類（給与明細等）の提出が必要となります。

※ 副食費徴収免除判定の変更は、申請があった月の初日から適用となります。

※ 提出する書類については、あらかじめお問合せください。

<お問い合わせ先>

子どもサービス課認定・入退所担当 TEL 21-3270